

<教育・研究>

ア 初等・中等教育

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
小・中学校の設置基準の明確化 (文部科学省)	<p>a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。さらに、学校法人の財務情報等の開示を促進する。</p> <p>【小学校設置基準（平成14年文部科学省令）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令）】</p>	省令制定・公布	措置(14年4月施行予定)	
習熟度別学習の導入 (文部科学省)	<p>c 現在、物理と数学に限定されている高校2年生修了後に大学に入学することのできる飛び入学の認められる範囲を拡大する。</p> <p>【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)】</p>	法案成立、公布	措置(14年4月施行)	

イ 高等教育

大学運営の自主性・自律性の向上 (文部科学省)	<p>b 国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。</p> <p>【大学設置基準の一部を改正する省令（平成13年省令第44号）】</p> <p>【国立学校設置法の一部を改正する法律（平成13年法律第76号）】</p>	法案成立、公布	措置(14年4月施行)	
工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省) <住宅ア27の再掲>	<p>首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。</p> <p>(第154回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	措置(法案成立後公布・廃止)	